

令和7年度いばらきの酒米生産振興緊急支援事業費補助金交付要綱

制定 令和7年1月

(趣旨)

第1条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、茨城県内の酒蔵と生産者の結びつきによる取組を支援し、酒造好適米（以下「酒米」という。）の生産量の確保を図るため、別表1に掲げる事業実施主体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同施行令（昭和30年政令第255号）、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業内容)

第2条 本事業の事業実施主体、補助率、交付単価は別表1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(交付の決定)

第4条 知事は前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更交付申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該補助金の交付の対象となった事業について、別表1に掲げる重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、それ以外の変更（軽微な変更）をしようとするときは、知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更交付決定)

第6条 知事は、補助金の変更承認決定については、交付決定変更通知書（様式第4号）により行うものとする。

(申請の取り下げ期間)

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条に定める補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)を、事業実施の証拠となる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、規則第14条に定める補助金の額の確定の通知を、補助金確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月16日から施行し、令和8年1月16日から適用する。

別表 1

事業内容	重要な変更
1 事業実施主体 本事業の実施主体となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。 ① 茨城県内で酒米を生産していること。なお、ここでいう酒米とは、農産物規格規定（平成十三年二月二十八日 農林水産省告示第二百四十四号）の醸造用玄米のうち、第一の二の（二）のハにおける茨城県の産地品種銘柄とする。 ② 酒蔵※1 又は集荷業者※2 との契約に基づき酒米を生産・出荷・販売すること。 なお、以下の場合も要件に該当する。 ア 酒蔵が酒米を自社で生産、醸造した上で、日本酒の販売を自ら行う場合 イ 酒蔵が酒米を自社で生産した上で、醸造を外部に委託し、日本酒の販売を自ら行う場合 ※1 茨城県内に所在すること。 ※2 集荷業者と契約を締結する場合は、事業実施主体が集荷業者へ販売した数量が全て県内の酒蔵へ供給されること。 ③ 別表 2 に掲げる高品質安定生産に資する取組を 1 つ以上実施すること。 2 補助率 定額 3 交付単価 事業実施主体毎の総事業費は、酒米を生産・出荷する面積（1a 未満切捨て）に、10a あたり 2 万円を乗じて得た金額以内とする。 なお、交付申請額の合計が本事業の予算額を超過する場合は一律に交付単価を調整し、調整結果を各事業実施主体へ通知するものとする。	①事業の中止 ②事業実施主体の変更 （ただし、農業経営の承継等に伴う場合を除く。） ③30%を超える総事業費の増減

別表 2

番号	取組メニュー	具体的な取組内容	確認書類例
1	栽培講習会や実需者との意見交換への参加	高品質安定生産に資する栽培講習会等への参加又は酒蔵との意見交換への参加	会議の開催情報等
2	スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用	作業日誌又はスマート農業機器の写真
3	土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用	作業日誌
4	生育に応じた施肥	ひたち錦栽培マニュアルに基づいた追肥管理など	
5	出穂後の水管理	出穂後の適切な間断灌漑の実施	
6	堆肥施用	堆肥から供給される肥料成分を勘案した堆肥の施用	
7	流し込み施肥	かんがい水と一緒に流し込む追肥の実施	
8	秋耕	ヒコバエ（再生イネ）やイネ科雑草をすきこむため、イネの収穫後速やかに（10 月末まで）耕起	